

受講資格

受講記号	受講資格
①	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者
②	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
③	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
④	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（③に該当する者を除く。）
⑤	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者
⑥	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者
⑦	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者
⑧	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者
⑨	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務の経験を有する者
⑩	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
⑪	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者
⑫	作業環境測定士（作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第2条第4号に規程する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう。）であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者

必要書類

受講記号	添付書類	受講記号	添付書類
①	石綿作業主任者技能講習修了証の写し	⑫	作業環境測定士登録証写し
②・③ ④・⑤	卒業証明書（※）	⑥・⑧ ⑨・⑩	不要
⑦	特定化学物質等作業主任者技能講習修了証写し	⑪	

（※）卒業証明書に「建築学に関する学科」が明記されていない場合は、「履修科目証明書」若しくは「成績証明書」を添付して下さい。

（※）卒業証明書から「建築学に関する正規の課程又はこれに相当する過程を修めたもの」の判断が困難な場合は、「履修科目証明書」若しくは「成績証明書」の提出を求めることがあります。